第三条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第十五条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に関すること。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の四のイの⑴中８の項を９の項とし、７の項を８の項とし、６の項の次に次の一項を加える。

7	*Bufo regularis*（アフリカヒキガエル）

別表第一の第一の四に次のように加える。

ロ　有尾目	
⑴　おおさんしょううお科	
1	*Andrias*属（オオサンショウウオ属）に属する種のうち*Andrias japonicus*（オオサンショウウオ）以外のもの

別表第二の第一中四を五とし、三を四とし、二の次に次のように加える。

三　両生綱	
イ　有尾目	
⑴　おおさんしょううお科	
1	*Andrias*属（オオサンショウウオ属）に属する種
2	*Andrias*属（オオサンショウウオ属）に属する他の種

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）別表第一の第一の四のイの⑴の７の項及びロの⑴の１の項の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）並びに新令別表第二の第一の三のイの⑴の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の三のイの⑴の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3　主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

農林水産大臣　坂本　哲志
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二号

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第百七十号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二号を加える。

二十　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第八条第一項に規定する都道府県基本計画

二十一　こども基本法（令和四年法律第七十七号）第十条第一項に規定する都道府県こども計画

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄